

太田市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月9日

太田市長 穂積昌信

太田市庁舎管理規則の一部を改正する規則

太田市庁舎管理規則（平成17年太田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第6条第1項中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 職員等に面会を強要し、又は乱暴な言動をしないこと。
- (7) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売をしないこと。
- (8) 撮影、録音、録画、放送、配信その他これらに類する行為（公務上支障がないもの及び他人の権利を侵害するおそれのないものを除く。）をしないこと。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。